

令和4年度外部評価指摘事項に係る改善・見直しの検討結果

資料3

NO	評価対象事業		指摘事項	取組の実施時期	今後の取組の方向性
1	大通情報ステーション関係	文化芸術情報発信費等	本ステーションは、事業目的や指標の設定が明確ではないなど、現状の施設や機能のまま運営を続けていくには課題が多くあることから、抜本的に改廃を含む検討を行うこと。	B:指摘を踏まえ、令和6年度(2024年度)以降に具体的な取組を実施	指摘を踏まえ、関係部局で見直しの検討に着手したところ。大通情報ステーション運営業務は令和3～5年度の3か年の複数年契約であることから、当該契約期間の終了後となる令和6年度から検討結果を反映できるよう、次期中期実施計画の策定や令和6年度予算編成も念頭に置きながら、見直しの方向性や具体的な内容について関係部局で議論・検討を進めていく。
2	高齢者社会参加関係	おとしより憩の家運営補助金	両事業とも、制度創設から長期間が経過する中、現状の制度のまま運営を続けていくには課題が多くあることから、幅広い層のニーズを把握のうえ、より多くの高齢者が社会参加でき、地域の多世代交流が深まる事業を検討するなど、改廃を含め事業の在り方について見直しを行うこと。	B:指摘を踏まえ、令和6年度(2024年度)以降に具体的な取組を実施	指摘事項を踏まえ、様々な活動を通してより多くの高齢者が利用する場所となるよう事業のあり方、事業内容の見直しを検討しているところであるが、内容の検討と関係団体との調整には、ある程度の期間を要することが見込まれる。
		高齢者福祉バス運営補助金		B:指摘を踏まえ、令和6年度(2024年度)以降に具体的な取組を実施	指摘事項を踏まえ、高齢者の幅広い活動への支援をより強化していく観点などから、事業のあり方、事業内容の見直しを検討しているところであるが、内容の検討と関係団体との調整には、ある程度の期間を要することが見込まれる。
3	障がい福祉関係	障がい者相談支援費	障がい者相談支援事業については、質の高い相談体制を維持した上で、最終的な事業目的は何かを明確にし、そのためにどのような手法を取るべきかを指標と共に示すなど、持続可能な事業とすべく検討を行うこと。	A:指摘を踏まえ、令和5年度(2023年度)に具体的な取組を実施	障がい者相談支援事業は、相談者(市民)が抱えている問題の解決を目指し、必要な相談支援を実施している。 相談者に寄り添った丁寧かつ速やかな対応や相談員の負担軽減のため、相談員の増員を行っているところであり、令和5年度も2名の増員を予定している。令和4年度には、委託事業者が安定して本事業を運営できるよう委託料の引上げを行ったところであり、今後も必要に応じて相談員の増員を図るとともに委託料の適正化に努めていくほか、質の高い相談支援を実施できるよう努めていく。 本事業は、相談開始時に利用登録を行い、相談支援の実施により問題が解決し、当面相談支援が不要と判断できる状況等になれば利用登録終了としている。 そのため、本事業の達成度合いを把握するための活動指標は「本事業の年間の相談支援件数」、成果指標を「本事業の年間の利用登録終了者数」または「課題解決に至った件数」と設定することを検討している。
		障がい者協働事業運営補助金	障がい者協働事業運営補助事業については、参入する事業所が増え雇用が進むという目的に照らし、対象事業所が固定化しないような仕組みを検討するとともに、例えば事業所への周知活動を強化するなど、目標解決に資する具体的な取組について指標化と併せて検討を行うこと。	A:指摘を踏まえ、令和5年度(2023年度)に具体的な取組を実施	補助対象事業者が固定化しているため、新規に補助対象事業者を募集する際は、補助年限を設定することや、指標設定の在り方も含め、事業の在り方について検討していく。
4	ICC事業推進費		クリエイティブ産業の活性化や、他産業のクリエイティブ活用による高度化が、当該支援企業の成長にどのような効果をもたらすかを明らかにした上で、具体的な振興策を検討し、それに見合う目標設定を行うこと。 また、現在取り組んでいる各種事業と、ICCというクリエイティブ産業振興の拠点との連動性が明確ではないため、両者の関係性を含め在り方について検討を行うこと。	A:指摘を踏まえ、令和5年度(2023年度)に具体的な取組を実施	指摘を受けた事項については、第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン(戦略編)及び第2次札幌市産業振興ビジョン策定を通じて、今後改善見直しの検討を進めていく。

令和4年度外部評価指摘事項に係る改善・見直しの検討結果

資料3

NO	評価対象事業		指摘事項	取組の実施時期	今後の取組の方向性
5	商店街振興関係	みんなの商店街支援費	コロナの影響もあり現制度は十分に活用されていないが、一過性のイベントへの補助等に頼ることなく、ウィズコロナに適応した事業の在り方を検討すること。 併せて、地域ニーズ、住民ニーズ等を踏まえ、商店街振興の最終的な目的は何かなど、あるべき姿を明確にした上で、それに即した事業推進手法の検討及び指標化を図ること。	A:指摘を踏まえ、令和5年度(2023年度)に具体的な取組を実施	市民アンケートや商店街ヒアリング・アンケートなどを実施し、商店街のあるべき姿や商店街支援の方向性を明確にした上で、これまでの商店街支援制度を見直し、コロナ禍で沈滞を余儀なくされた商店街と地域のつながりやにぎわいの再生、そして、新たな「ヒト」「モノ」「コト」が育まれる活気ある商店街の創出を目指すため、令和5年度から新たな商店街支援制度を構築する。
きらめく商店主応援費		A:指摘を踏まえ、令和5年度(2023年度)に具体的な取組を実施			
6	定山溪地区魅力アップ費		本事業の予算を活用するなどして、潜在的なニーズ把握や宿泊観光客の実態調査等のマーケティングリサーチを十分行った上で、定山溪観光のあるべき姿や、それに基づく具体的な事業の検討及び指標化を図ること。 定山溪観光の位置付けを単体で捉えるのではなく、札幌の観光戦略全体の底上げと連動した効果的な事業の企画立案を行うこと。	A:指摘を踏まえ、令和5年度(2023年度)に具体的な取組を実施	「定山溪観光魅力アップ構想」に基づき、観光統計調査やアンケート調査等を活用しながら、観光客のニーズをふまえた定山溪の観光振興に取り組む。 また、令和5年度には、札幌市全体の観光戦略を定める「札幌市観光まちづくりプラン」を改定する予定であり、定山溪を本市における重要な観光資源として位置付け、更なる魅力向上を目指していく。
7	ごみ減量関係	普及啓発費	両事業は、ごみの減量という最終目的に照らし、キャンペーン活動等の広報事業が成果を発揮している状況ではないため、例えば、事業者向けのアプローチを検討するなど、最終目的に資する事業の再構築及び指標化を図ること。 市民のごみ減量行動の促進を図るという最終目的が同一である両事業については、効率的な事業運営のため、統廃合の検討を行うこと。	指摘を踏まえ、令和5年度(2023年度)に具体的な取組を実施	これまで2R推進費で行っていた「ごみ減量キャンペーン」のような啓発事業は、普及啓発費の事業と統合し、ごみ分別協力率の向上に向けた広報や新たな事業の周知等を目的に行う内容と合わせて行うこととする。 今後2R推進費で行う事業では、ごみ減量につながるような実践的な事業をごみ減量目標を設定したうえで実施する。また市民だけでなく、市民と関係する事業者と連携する内容を盛り込んでいく。
2R推進費					
8	高齢者向け住宅支援費		本事業におけるサービス付き高齢者向け住宅への立入検査の数は、施設数に対し十分とは言えないことから、事業の委託化を含め効果的な事業運営の在り方を検討し、必要な数の立入検査を実施すること。 事業の最終的な目的が、高齢者が安心して安全に生活できる良質な住宅の確保であることから、当該事業目的に照らし、安全性を図る指標を設定するなど、効果測定を円滑に実施できる指標の設定について検討すること。	B:指摘を踏まえ、令和6年度(2024年度)以降に具体的な取組を実施	本事業の一つとして、高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下「法」という。)に基づき、高齢者が安心して安全に生活できる良質な住宅の確保を目的として、サービス付き高齢者向け住宅(以下「サ付き住宅」という。)の登録事務及び登録事業者に対する指導・監督を実施する。 登録事務は、法第28条に基づき、指定登録機関に外部委託しているが、法第24条による報告、検査等の指導監督は外部委託にて実施することはできないため、引き続き本市が実施する。 法第24条の報告・検査等として、登録事業者に対し、工事又は登録完了の報告書のほか、定期的報告の提出を年に1回求めることで登録事項の状態を継続的に把握している。登録内容に差異が見られた場合は、変更登録を求め、指定登録機関による審査にて登録基準を確認している。また、報告内容に疑義がある場合等に立入検査を実施することで、登録後も継続して登録基準に適合していることを十分に確認できていると認識している。今回、立入検査の件数が施設数に対し十分とは言えないという指摘を受け、令和5年度中に共管である介護保険課とともに効果的・効率的な立入検査の件数や検査内容等を再検討し、令和6年度以降、事業者への指導・監督に反映させたいと考えている。 本事業では、上記のほかに高齢者向け優良賃貸住宅(以下「高優賃」という。)の入居者に対する家賃補助を行っており、成果指標として「高優賃の入居率(日数ベース)」を設定していた。しかし、高優賃の家賃補助期間は管理期間20年間としており、令和5年度より順次、管理期間満了を迎えるため、高優賃ではなくなり、通常の高優賃(本市の高優賃はすべてサ付き住宅として登録されている住宅)になることから、高優賃に関する指標の設定は行わないこととした。 そのため、新たな成果指標の検討を行った結果、活動指標であるサ付き住宅の立入検査との相関関係を考慮し、「サ付き住宅の立入検査に係る改善指導件数に対する対応完了件数の割合」を設定することとした。改善指導に対するサ付き住宅事業者の対応完了まで確認することで、立入検査の効果をより視覚的に、かつ円滑に評価できる指標になるものと考えている。前述した立入検査の件数や検査内容等の再検討と併せ、引き続き、法の趣旨である高齢者の居住の安定確保が図られるよう事業に取り組んでいく。